

長浜市移動式赤ちゃんの駅の貸出について（概要）

1 貸出物品

- (1) 乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとしての移動式テント
- (2) ベビーベッド

2 貸出条件

貸出にあたっては、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想、宗教、営利活動を目的としないイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

3 申込方法

貸出しを受けようとする者は、長浜市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書に必要な書類を添付し、市長に提出する。申請書は、貸出しを受けようとする日の6ヶ月前の日から7日前の日までに貸出担当課に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 貸出しの承認等

申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定する。

貸出希望期間が重複する場合は、市が主催するイベントを最優先とし、次に協賛するイベントを優先し、その他は原則として先着順とする。

5 貸出期間

貸出期間は、イベントの実施期間に前後1日を加えた期間とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

6 貸出料

無料

7 貸出し及び返却

使用者は、原則として自ら貸出担当課で直接借り受け、返却しなければならない。返却の際には破損、汚損等がないかを十分確認のうえ返却しなければならない。

8 使用上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。

(5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

9 貸出承認の取消し

使用者が遵守事項を守らなかった場合等は貸出承認を取り消すことができる。既に貸出しをしている場合は、返還を命じるものとする。また、取消しにより使用者に損害が生じて、市は一切の責任を負わない。

10 原状回復

破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、使用者に対し実費弁償させることができる。

11 市の責任

移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して市は一切の責任を負わない。